

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 8 件 |
| 国民年金関係 | 4 件 |
| 厚生年金関係 | 4 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 13 件 |
| 国民年金関係 | 2 件 |
| 厚生年金関係 | 11 件 |

奈良国民年金 事案 1000

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から同年 9 月まで

ねんきん特別便が来て、未納期間があることが分かった。私は、申立期間当時学生だったが、祖母と母が代わりに国民年金保険料を納付してくれていた。納付を証明する資料として申立期間が「納付済」と印が押されている A 町（現在は、A 市）の被保険者名簿を提出する。母は病気で話すことができないが、申立期間の保険料を納付したはずなので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により昭和 50 年 9 月頃に払い出されていることが確認でき、申立人は、同年 12 月に第 2 回特例納付及び過年度納付を利用して国民年金保険料を納付していることが国民年金被保険者台帳から確認できるが、この時点では、特例納付が可能であるのは 48 年 3 月分までであるとともに、過年度納付が可能なのは同年 10 月以降の分であることから、申立期間については、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

一方、申立人から提出された A 町の国民年金被保険者名簿の写しによると、申立期間の保険料納付を示す「納付済」の印が確認できるが、現存する A 町の国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間について「納付済」の印が修正液で消去されていることが確認できる上、A 町からは申立人に対して申立期間に係る国民年金保険料の納付記録を訂正した連絡がなされた形跡は見当たらない。

申立人は当該被保険者名簿の写しを約 30 年間保管しており、申立人の年金

給付に対する期待と信頼は確保されるに値するものと認められることから、申立期間について、第2回特例納付の納付可能期間外であること、及び当該過年度納付した時点では、時効により保険料を納付できないことを理由として、保険料納付を認めないのは信義則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したものと認められる。

奈良国民年金 事案 1001

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から同年 5 月までの期間及び同年 8 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 4 月から同年 5 月まで
② 昭和 60 年 8 月から 61 年 3 月まで

私は、将来のことを考え、昭和 54 年 1 月に国民年金に任意加入し、61 年 4 月に第 3 号被保険者制度が始まるまでの期間について、市役所から送られてきた納付書により保険料を納付してきた。申立期間は未納と記録されているが、少し遅れながらも全て納付したはずなので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、昭和 54 年 1 月 9 日に任意加入被保険者として国民年金の被保険者資格を取得し、それ以降の国民年金の加入期間について、申立期間以外に未納は無い上、厚生年金保険から国民年金への切替手続も適切に行っていたことが確認できることから、申立人の年金制度に関する意識の高さがうかがえる。

また、申立期間①及び②の間の期間である昭和 60 年 6 月及び同年 7 月の保険料は、61 年 12 月 26 日に過年度納付されていることが確認でき、この時点において申立期間①は過年度納付により納付が可能であることから、申立期間①が未納のまま、その後の期間の保険料が納付されているのは不自然である。

さらに、申立期間は、合計 10 か月と短期間であるとともに、申立期間①及び②並びにその前後の期間を通じて申立人の経済状況等に大きな変化は無く、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付できなかった事情等は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

奈良国民年金 事案 1002

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 47 年頃、妻と一緒に国民年金に加入した。その後は妻が夫婦二人分の保険料をきちんと納付していた。途中の 3 か月だけ抜けるとは考えられないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金の加入手続を行った場合に払い出される申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 47 年 5 月 18 日に夫婦連番で払い出されており、夫婦一緒にこの頃国民年金に加入したと推認され、47 年頃に妻と一緒に国民年金に加入したとする申立内容と符合する。

また、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人は、昭和 44 年 4 月から平成 11 年 3 月までの期間について申立期間を除き未納は無く、このうち昭和 44 年 4 月から 46 年 3 月までの期間については、特例納付及び過年度納付により、遡って保険料を納付していることが確認でき、60 歳を超えてからの平成 7 年*月から 11 年 3 月までの期間については、任意加入被保険者として保険料を納付していることが確認できることから、申立人は納付意識が高かったことがうかがえる。

さらに、申立期間は 3 か月と短期間であり、その前後の期間は納付済みとなっている上、申立期間前後を通じて申立人の経済状況等に大きな変化は無く、申立期間の保険料を納付できなかった事情等は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 47 年頃、夫と一緒に国民年金に加入した。その後は私が夫婦二人分の保険料をきちんと納付していた。途中の 3 か月だけ抜けるとは考えられないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金の加入手続を行った場合に払い出される申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 47 年 5 月 18 日に夫婦連番で払い出されており、夫婦一緒にこの頃国民年金に加入したと推認され、47 年頃に夫と一緒に国民年金に加入したとする申立内容と符合する。

また、オンライン記録によると、申立人は、昭和 47 年 4 月から平成 15 年 3 月までの期間について申立期間を除き未納は無く、このうち 60 歳を超えてからの平成 12 年*月から 15 年 3 月までの期間については国民年金の任意加入被保険者として保険料を納付していることが確認できることから、申立人は納付意識が高かったことがうかがえる。

さらに、申立期間は 3 か月と短期間であり、その前後の期間は納付済みとなっている上、申立期間前後を通じて申立人の経済状況等に大きな変化は無く、申立期間の保険料を納付できなかった事情等は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

奈良厚生年金 事案 970

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業部における資格喪失日に係る記録を昭和39年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月30日から同年11月1日まで
厚生年金保険の加入記録を調べたところ、A社B事業部からC社D工場に異動した時期の記録が無いことが分かった。事業所の事務手続の誤りと考えられるので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の後継事業所であるE社が保管する人事記録及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人がA社及びその関連事業所であるC社に継続して勤務し（A社B事業部からC社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日について確認できる資料は無いが、E社への照会結果から、A社B事業部における資格喪失日を昭和39年11月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業部における厚生年金保険被保険者名簿に、資格喪失届が提出される前に提出された算定基礎届の記録に基づく昭和39年10月の定時決定の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和50年12月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年12月31日から51年1月1日まで

B社から関連会社のA社に出向したが、厚生年金保険の被保険者記録に1か月の空白期間が生じている。継続して勤務していたので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する人事発令通達及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が同社及びその関連会社であるA社に継続して勤務し（B社からA社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、人事発令通達及び雇用保険の被保険者記録から申立人は申立期間においてA社に在籍していたことが確認できることから、申立人の同社に係る資格取得日を昭和50年12月31日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和51年1月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（30万円）であったことが認められることから、申立期間のうち、平成元年10月から2年9月までの標準報酬月額の記録を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年10月1日から2年10月1日まで
② 平成7年10月1日から8年10月1日まで

A社における平成元年10月から2年9月までの期間及び7年10月から8年9月までの期間の標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与額よりも低く届け出られている。

当時の給与明細書を保管しているので、それを基に厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社から提出された平成元年の標準報酬月額の定時決定に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書を見ると、平成元年5月から同年7月までの3か月の「平均額」が19万3,333円と記載されているが、同決定通知書に記載された元年5月から同年7月までの3か月の報酬月額を基に平均額を計算すると29万3,333円となる。

しかし、社会保険事務所は、同事業所が記載した同決定通知書の3か月の報酬月額を元に平均額を確認しないままに、標準報酬月額を19万円に決定したものと認められる。

また、オンライン記録によると、平成元年10月1日の定時決定において、申立人の標準報酬月額を19万円と決定する処理が行われ、当該処理以降に申立人の標準報酬月額の訂正処理が行われた形跡は無いことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る申立期間①の標準報酬月額は、30万円であるにもかかわらず、社会保険事務所が事務処理を誤って標準報酬

月額を決定したと認められることから、申立期間①に係る標準報酬月額は 30 万円に訂正することが必要である。

申立期間②について、申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

申立人が所持する同事業所に係る平成 7 年 11 月から 8 年 4 月までの期間、同年 6 月及び同年 8 月分の給与明細書に記載された給与支給額に見合う標準報酬月額及び当該期間において事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と全て一致していることから、当該期間は特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんを行わない。

また、給与明細書が無い平成 7 年 10 月、8 年 5 月、同年 7 月及び同年 9 月についても同事業所が保管する 7 年の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書により、前述の給与明細書から確認できる標準報酬月額と同額で決定されていることが確認できる上、当該期間は給与明細書がある期間とほぼ前後している月であり、事業主は、オンライン記録どおりの標準報酬月額に基づく保険料を控除していたものとするのが自然である。

さらに、申立人に係る標準報酬月額の記録が遡及して訂正された形跡は認められず、ほかに、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成8年3月から同年9月までは22万円、同年10月から11年10月までは20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月1日から11年11月26日まで
ねんきん定期便によると、A社に勤務していた期間のうち、平成8年3月から11年10月までについて、標準報酬月額に誤りがないとの回答があったが、納得できない。給与支給明細書を提出するので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与支給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額（当月控除）から、申立期間のうち、平成9年9月から11年6月までの期間及び同年8月は20万円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成8年3月から9年8月までの期間、11年7月、同年9月及び同年10月の給与支給明細書を保管していないが、ねんきん定期便情報照会回答票により、申立期間より前の6年11月から8年

2月までの期間について、各月1万8,150円の厚生年金保険料が控除されていることが確認でき、給与支給明細書がある9年9月から11年6月までの期間及び同年8月についても引き続き1万8,150円の保険料が控除されていることが確認できることから、A社は給与支給明細書が無い期間についても同額の保険料を控除し続けていたと考えられる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立期間のうち、平成8年3月から同年9月までの期間は22万円、同年10月から9年8月までの期間、11年7月、同年9月及び同年10月は20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与支給明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）において記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は給与支給明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

奈良国民年金 事案 1004

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月頃から53年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年10月頃から53年10月まで

私は、昭和48年*月の結婚後しばらくしてから夫の勧めにより国民年金へ加入し、納付書を用いて銀行振込で保険料を納付した。

私の名前は間違われやすく、時には男性に間違われる上、市から送られて来ていた納付書の名前の漢字にも誤りがあったので、私の納付した保険料も他人に記録されているのではないかと考えている。

私は一生懸命保険料を納付したのに、申立期間が未納と記録されているのは納得できないので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、昭和48年*月の結婚後しばらくしてから夫の勧めにより国民年金へ加入し、納付書を用いて銀行振込で保険料を納付した。」と述べているところ、申立人には、二つの国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できる。

そこで、二つの国民年金手帳記号番号での納付の可能性について、うち一つ目の国民年金手帳記号番号は、昭和45年7月24日にA市において、旧姓で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認することができるものの、当該手帳記号番号に係る被保険者資格は、46年2月1日付けで取消処理がなされていることから申立期間は未加入期間となり、この手帳記号番号で国民年金保険料を納付することはできない。

また、二つ目の国民年金手帳記号番号は、申立期間後の昭和53年12月19日にB市で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できるところ、当該手帳記号番号に係る被保険者資格は、同年11月6日付けで任意加入により取得しており、制度上、任意加入者は遡って納付するこ

とができないため、この手帳記号番号でも申立期間の国民年金保険料は納付できない上、申立期間を含む48年4月3日から53年12月18日までのB市に係る国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査するも、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、B市における国民年金保険料の収納方法について、昭和48年度までは国民年金手帳への印紙検認方式を採っており、国民年金への加入時から納付書を用いて銀行振込で保険料を納付したとの申立てと符合しない。

加えて、申立人は「私の名前は間違われやすく、納付書の名前の漢字にも誤りがあったので、私が納付した保険料も他人に記録されているのではないかと考えている。」と述べているところ、被保険者名簿において申立人の氏名に誤字が見られる等、行政側の記録管理に不備が散見されるものの、そのことを原因として年金記録に誤りが生じた形跡は見当たらない上、複数の読み方で氏名検索を行ったが、申立人に該当する記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 45 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 45 年 12 月まで

申立期間は、予備校に通学又は工場で見習い等をしていた時期であり、私は直接国民年金に関与しておらず、父が国民年金について加入手続を行い、母が保険料納付を行っていたと聞いている。

保険料の額については覚えていないが、集金人が自宅に来て三つ折りの台紙に印鑑を押していたことを覚えている。

両親が死亡した時に、年金に関する書類は処分してしまったので証明できないが、申立期間については保険料を納付していたはずなので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は「国民年金保険料は、20 歳になった昭和 39 年*月から定期的に集金で納付していた。」と述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、47 年 12 月 5 日に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認することができるとともに、領収済報告書及び A 町（現在は、B 市）の国民年金被保険者名簿の納付記録を見ると、申立期間に続く 46 年 1 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料を、48 年 2 月 12 日に過年度納付していることが確認でき、申立人の主張する納付状況と符合しない上、この時点で申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない。

また、オンライン記録を基に複数の読み方で氏名検索を行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている形跡は見当たらず、ほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付について関与して

おらず、国民年金保険料を納付していたとする申立人の両親は死亡しており、申立人の国民年金の加入状況及び保険料納付状況等が不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年8月25日から22年9月1日まで
② 昭和25年1月1日から28年1月1日まで
③ 昭和43年1月1日から45年1月1日まで
④ 昭和49年3月31日から同年11月1日まで

A市のB社に兄と一緒に入社し、勤務していた期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。その他、C社、D社、E社に勤務していた期間の厚生年金保険被保険者記録も無い。

特に、A市のB社とC社では、厚生年金保険料が引かれていて、同僚と保険料について話をしていたことを記憶しているので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B社の同僚が申立人のことを記憶しており、また、申立人が記憶している同僚が同社の厚生年金保険の被保険者となっていることから、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同時に入社したとする兄の氏名が見当たらないほか、申立人は自身の勤務期間に関する記憶が曖昧であり、申立期間当時に同社において被保険者であった複数の者に照会しても、申立人の在籍期間及び厚生年金保険料の控除について確認することができなかった。

申立期間②について、申立人は勤務していたとするC社の所在地及び同僚の氏名を記憶しているものの、同社に照会しても申立てに係る状況を確認できない。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が

記憶している同僚の氏名が見当たらないほか、申立期間当時に被保険者であった者に照会しても、当該期間に係る申立人の勤務実態や同社における厚生年金保険の適用について確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

申立期間③について、申立人は勤務していたとするD社の所在地及び同社における業務等について具体的な記憶を有しているものの、同社に照会しても申立てに係る状況を確認できない。

また、D社において申立期間当時に被保険者であった者に照会しても、当該期間に係る申立人の勤務実態や同社における厚生年金保険の適用について確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

申立期間④について、申立人は勤務していたとするE社の所在地及び事業所における業務等について具体的な記憶を有しているものの、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和62年12月1日である。

また、申立人は同僚の氏名等を記憶しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①、②、③及び④における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 975 (事案 654 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 10 月 1 日から同年 12 月 28 日まで
前回、A社(現在は、B社)における昭和 52 年 10 月 1 日から 53 年 4 月頃までの期間について申立てを行ったところ、年金記録の訂正は行わないとの判断を行った旨の通知があった。
前回の申立期間のうちの一部期間について、B社に勤務していた旨の在籍証明書を発行してもらったので、再申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立てについては、B社に申立期間当時の人事記録等は保管されておらず、同僚も申立人の勤務期間についての記憶は無く、申立期間の勤務実態を確認できないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 6 月 2 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、事業主が作成した在籍証明書を提出して申し立てしていることから、事業主に当該証明書及び申立人の勤務していた期間について照会したところ、事業主は、「申立人が退職した日がいつであったか正確に記憶していない。申立人の退職後、新聞に募集広告を出した。」と述べており、申立人の後任として採用された同僚の雇用保険の資格取得日が昭和 52 年 8 月 17 日であり、事業主の供述を裏付けるものとなっている。

また、申立人は、当該同僚を知らないとしており、申立人の雇用保険における離職年月日が昭和 52 年 7 月 20 日であることから、当該同僚が採用される前に、申立人がA社を退職していることが推認できる。

さらに、事業主は、「厚生年金保険の適用事業所となった際に、当時勤務していた 3 人全員を資格取得させた。」と述べているところ、オンライン記

録において、昭和 52 年 10 月 1 日に申立人の後任を含む 3 人の資格取得の記録が確認できる。

加えて、事業主は、申立人の退職日について記憶が曖昧なまま在職証明書を作成したとしていることから、申立期間に A 社に在籍したとする申立人の主張は認められず、ほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 5 月 1 日から 17 年 1 月 1 日まで

A社に勤務していた期間、20 万円以上の給与が支給されていたにもかかわらず、厚生年金保険の標準報酬月額は 9 万 8,000 円と記録されている。調査して標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

申立人が所持する平成 16 年 9 月及び事業主が保管する同年 12 月の給料明細書により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、申立人が所持する給与振込記録のある預金通帳により、申立人が、申立期間の大部分においてオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額を得ていたことが確認できるものの、平成 15 年及び 16 年の源泉徴収票により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回ることが確認できないことから、いずれも、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせ

んは行わない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 9 月 1 日から平成 9 年 2 月 20 日まで
A社における被保険者期間のうち、昭和 61 年 9 月から標準報酬月額が大幅に低く記録されている。平成 8 年 5 月分の給料明細表を提出するので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

申立人から提出された平成 8 年 5 月分の給料明細表により、申立人の当該月の給与支給額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であるものの、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも低額であることが確認できる。

また、申立期間のうち、給料明細表の無い期間について、A社の元事業主は、「平成 9 年に会社を閉鎖しており、賃金台帳などは保管しておらず、当時の状況も不明である。」と供述しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除額が不明である。

さらに、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における標準報酬月額等の記録について、不合理な訂正処理が行われた形跡は無く、不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 978

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 9 月 1 日から平成 7 年 9 月 1 日まで
A社における被保険者期間のうち、昭和 61 年 9 月から標準報酬月額が大幅に低く記録されている。給与明細表を保管していないが、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主は、「平成9年に会社を閉鎖しており、賃金台帳などは保管しておらず、当時の状況は不明である。」と供述しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除額が不明である。

また、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における標準報酬月額等の記録について、不合理な訂正処理が行われた形跡は無く、不自然な点は見当たらない。

さらに、申立期間後のものではあるが、申立人の同僚から提出された平成8年5月分の給料明細表の総支給額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であるものの、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より低額であることが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 979

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 11 月頃から 31 年 6 月頃まで
A社にB職として勤務していた。会社名の漢字は定かではないが、所在地は記憶している。従業員は 20 人くらいで、C作業をしていた。
調査して厚生年金保険の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の記憶する事業所の所在地、事業内容、同僚の氏名などから、申立ての事業所はD社であると認められるが、法人登記簿によると同社は昭和 40 年 8 月 2 日に解散しており、事業主からも申立てに係る状況を確認できない。

また、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者記録の確認できる複数の同僚に照会しても、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認できる関連資料及び供述を得ることはできなかった。

さらに、同名簿において、申立期間を含む前後の期間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考えられない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 2 月 28 日から同年 3 月 1 日まで
昭和 51 年 2 月の厚生年金保険の記録が抜けていたが、当時の源泉徴収票が出てきたため、2月の保険料が控除されていることが確認できた。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A厚生年金基金及びB健康保険組合における申立人の資格喪失日は、オンライン記録と同日の昭和 51 年 2 月 28 日であること、並びに申立人が所持しているC社に係る失業保険被保険者資格喪失確認通知書の離職日及び給与支払報告書の退職日とも同年 2 月 28 日であることが確認できる上、51 年はうるう年で2月は 29 日までであることから、同年 2 月が喪失月と考えられる。

また、前述の給与支払報告書に記載されている社会保険料の金額は、2 か月分の社会保険料（厚生年金保険料、健康保険料、雇用保険料）が控除されたものとして計算した金額とほぼ同額であるが、申立期間当時、総務及び経理事務をしていた複数の同僚は、厚生年金保険料は翌月控除方式であった旨回答していること、及び申立人の標準報酬月額が昭和 50 年 9 月に月額変更しているが、申立人が所持している同年 9 月分と推認できる給与明細書を見ると、従前の厚生年金保険料額が控除されていることが確認できることから、C社では申立期間当時から厚生年金保険料を翌月控除していたことがうかがわれ、当該報告書の社会保険料に含まれる厚生年金保険料の金額は、同年 12 月及び 51 年 1 月の保険料であると推認される。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 7 月から 37 年 10 月まで
② 昭和 56 年 9 月から 57 年 7 月まで

申立期間①のうち、昭和 34 年 7 月から 36 年 6 月までは 1 万 6,000 円、同年 7 月から 37 年 10 月までは 3 万円の給与を支給されており、申立期間②については、35 万円の給与を支給されていたので、申立期間①及び②について標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社に係る閉鎖登記簿謄本によると、申立人の両親及び兄の家族3人が同社の役員となっているところ、同社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の資格取得時の標準報酬月額は役員である母親と同額となっている。

また、申立人のその後の標準報酬月額についても、母親と同程度で推移しており、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情は見当たらない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿における申立人の標準報酬月額はオンライン記録と一致している上、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡は無く、社会保険事務所（当時）において不合理な処理が行われた状況はうかがえない。

申立期間②について、申立人が代表取締役であったB社をC社に売却する際に同社の代表取締役と交わした覚書には、申立人に対し、月額 35 万円の給与を支給する旨が記載されている。

しかし、申立人のC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の同社における資格取得時の標準報酬月額は 30 万円であることが確

認できる。

また、申立人がC社において厚生年金保険の被保険者資格を取得してから約10か月後の昭和57年8月に標準報酬月額が36万円に随時改定されているが、当該改定は、資格取得後一定期間経過後に給与の昇給があったため、同社が健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を提出したために随時改定されたものとするのが自然である。

さらに、申立人のC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における標準報酬月額はオンライン記録と一致している上、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡は無く、社会保険事務所において不合理な処理が行われた状況はうかがえない。

加えて、覚書を交わしたC社の当時の代表取締役は既に亡くなっているため当時の状況が確認できない上、同社には当時の資料が残っておらず、申立てに係る事実について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 3 月 18 日から同年 4 月 20 日まで
② 昭和 41 年 2 月 28 日から 43 年 7 月 20 日まで

A社において、昭和 40 年 3 月 18 日から 43 年 7 月 19 日まで勤務していたのに、申立期間①及び②の厚生年金保険被保険者記録がないのは納得できないので、調査の上記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、同僚の証言から、申立人は、A社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人は同社の社長の妻であり、申立期間当時、取締役として総務・会計事務の責任者の立場にあり、自らが社会保険の手続も行っていたとしており、厚生年金保険の手続等に関して、知っていた、又は知り得る立場にあったものと認められる。

また、同僚は、「申立人は毎日会社に来ていなかったと思う。近くにあった自宅に帰り、留守になることが多かった。」と証言しており、一般の従業員とは異なる勤務形態であった上、申立期間について厚生年金保険料を控除されていたとする証言は得られなかった。

さらに、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人を含む4人の厚生年金保険資格取得手続は、昭和 40 年 4 月 27 日に同時に行われていることが確認できる。

このほか、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

ねんきん特別便で年金記録を確認したところ、A社を希望退職した後、同社に再雇用された期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、申立期間前後の期間に比べると低額であることが分かった。申立期間の給与額は減額されていなかったはずなので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における標準報酬月額は、オンライン記録によると、平成 11 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失する前は 41 万円、同日に同社において被保険者資格を再取得した時から同年 7 月までは 28 万円と記録されている。

このことについて、A社では、「申立期間当時は希望退職者を募っていた時期であり、申立人については、希望退職により正社員からパート・アルバイトに職種変更し、給与体系が変わったので、オンライン記録どおりに一旦資格喪失手続きを行い、再度資格取得手続きを行った。届け出たとおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除していたと思う。」と説明しているところ、同社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「同資格喪失確認通知書」の控えに記載されている申立期間の標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人と同日にA社を希望退職し、翌日に再雇用された同僚 18 人のうち 16 人の標準報酬月額が退職時の標準報酬月額と比べ引き下げられており、申立人の標準報酬月額のみが低額となってい

る事情はうかがえない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 984

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 11 月 30 日から同年 12 月 1 日まで
私は、昭和 50 年 11 月の月末でA社を退職した。厚生年金保険の資格喪失日が同年 11 月 30 日となっているが、同年 12 月 1 日となると思うので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 11 月の月末でA社を退職したと主張しているが、同社が保管する申立人の人事記録に記載されている退職日及び同社に係る申立人の雇用保険資格喪失日は、いずれも同年 11 月 29 日（土曜日）であることが確認でき、厚生年金保険では退職日の翌日が資格喪失日となることから、申立人の厚生年金保険の資格喪失日が同年 11 月 30 日であることについて、不自然な点は見受けられない。

また、企業年金連合会が管理する同社に係る申立人の厚生年金基金の加入記録の資格喪失日は、昭和 50 年 11 月 30 日であることが確認でき、厚生年金保険の資格喪失日と一致している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。